

市営墓地使用上の注意事項

市営墓地の使用については、次の禁止、制限事項等がありますのでご注意ください。

記

1 墓地施設における制限

墓碑及び墓誌その他これに類する施設の高さは、2.2m以内、囲障その他これに類する施設の高さは0.5m以内とすること。樹木については、通路その他の墓地施設または隣接の墓地に対し障害になるものは植栽できません。

2 工事着工届及び完成届

墓碑等の設置に際しては、工事着工届及び完成届を提出していただきます（提出用紙は、墓地使用許可証と一緒に送付します）。

3 目的外使用の禁止

墓地施設の許可を受けた目的外のことに使用することはできません。
また、墓所に遺骨以外のものを埋蔵することはできません。

4 使用権の譲渡及び転貸の禁止

墓所は、使用者に永久的な使用を認めるものですが、相続などにより継承する場合を除き使用権を転貸又は許可なく譲渡することはできません。

5 使用権の消滅

墓地の使用者が死亡し、承継人（許可による譲受人を含む）がいないときや使用者及びその代理人の住所又は居所が不明となり、無縁墓地と認めるときは、使用権が消滅します。

6 墓地の維持管理

使用許可後においては、使用者の責任において墓所の清掃等を行ってください。

シキミ、花、雑草等を放置することによって、隣接の墓所に迷惑をかけるようにしていただき。

7 住所、氏名等の変更届出

使用許可を受けた者の住所変更、代理人の選定または死亡などによって使用権の承継等が生じた場合は、すみやかにその届出をしてください。

8 その他

線香、マッチ等の使用には十分注意し、火災等発生しないようにしていただき。また、お菓子、酒類等のお供え物は、墓参り後持ち帰るようにしていただき。